

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日)
が、休日は、その翌日

目 次

◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可申請の適否の決定

保安林の指定の解除予定(三件)

土地収用法による事業の認定(二件)

河川法の規定による二級河川の指定の一部改正

公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可

告 示

鳥取県告示第六百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、丹比土地改良区の定款の変更を昭和五十九年八月三十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十八号

佐治村が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(小規模排水)刈地地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年九月五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字板橋山二二八五（次の図に示す部分に限る）、
字阿古山二一七四の五から二一七四の七まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字三吉字花屋垣内三三一の三・字ナルサコ七〇〇の一
・字段ノ山七〇一・字大柿谷七〇五の一九から七〇五の二一まで（以上
六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字中村字大藤大平六四八の二五から六四八の二七まで

・字本谷口東平六五八の一から六五八の八まで・六五八の一七から六五八の一九まで(以上一四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十二号

土用収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日吉津村

二 事業の種類

日吉津村立子供運動広場建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字日吉津地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日吉津村役場

鳥取県告示第六百五十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

西伯町

二 事業の種類

西伯病院精神科作業療法用施設(運動場)整備事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡西伯町大字倭字竹ノ下及び字上河原下地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯町役場

鳥取県告示第六百五十四号

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十九年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第十一号中 北条川の項の前に由良川の項として次のように加える。

由良川	左岸 東伯郡大栄町大字東高尾字堂畑五四五―二地先	右岸 同町同大字字尼ヶ谷六〇一地先	左岸 東伯郡大栄町大字東高尾字代田二六一地先	右岸 同町同大字字中畦二三五―地先
-----	--------------------------	-------------------	------------------------	-------------------

第二十八号 野本川の項を次のように改める。

野本川	左岸 西伯郡岸本町岸本字ガケノ下タ上二〇―一地先	右岸 同町岸本字砲田一四八―一地先	左岸 西伯郡岸本町押口字上ノ橋二―三地先	右岸 同町押口字猿ヶ坂二二―一地先
-----	--------------------------	-------------------	----------------------	-------------------

鳥取県告示第六百五十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関し、次のとおり埋立地の用途の変更等の

許可をしたので、同条第二項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十九年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 許可の目

昭和五十九年八月三十日

二 許可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十五年一月十一日 鳥取県指令受河第二百八十二号及び鳥取県

指令受港第六十七号

四 埋立区域

(一) 位置

ア A地区

鳥取市賀露町字中瀬ノ一 七三二―一五から同町字中瀬ノ三 八

一〇―二までの地先公有水面

イ B地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―三及び一三九〇―二六六地先公有水

面

ウ C地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八四に接する国有海浜地地先公有水面

(一) 区域

ア A地区

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑩の地点と⑩-1の地点を直線で結んだ線、⑩-1の地点から⑩-10の地点まで

を順次に直線で結んだ線、⑩-10の地点と⑳の地点を直線で結んだ線、

㉑の地点から㉒の地点までを順次に直線で結んだ線並びに㉒の地点から、㉓、㉔及び㉕の地点を経て①の地点に至る昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受河第七十五号及び鳥取県指令受港第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線により囲まれた区域

並びに⑪-1の地点と⑩の地点を直線で結んだ線、⑪の地点から⑫の

地点までを順次に直線で結んだ線、⑮の地点と⑯の地点とを結ぶ高水位(D・L十一・八五七メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑰の地点から⑱の地点までを順次に直線で結んだ線、⑲の地点と⑲-1の地点を直線で結んだ線、⑲-1の地点から⑲-7の地点ま

でを順次に直線で結んだ線及び⑲-7の地点と⑲-11の地点を直線で結

んだ線により囲まれた区域

①の地点 鳥ヶ島灯台(北緯三五度三二分二三秒東経一三四度一

一分一二秒。以下「A地点」という。)から、一一七度二

八分二八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から八八度〇一分四九秒五二・二〇メートル

の地点

③の地点 ②の地点から一五六度一〇分三四秒一八・二二メートル

ルの地点

④の地点 ③の地点から二六九度二五分三三秒四四・三〇メートル

ルの地点

⑤の地点 ④の地点から一六〇度一二分四九秒七八・八四メートル

ルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から九八度四九分二一秒五四・八九メートル

の地点

⑦の地点 ⑥の地点から一五六度一五分三四秒八五・七八メートル

ルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一五五度四〇分三八秒九七・七六メートル

ルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一五三度五六分五七秒一〇五・二二メー

トルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一五三度二五分三四秒九九・八九メー

トルの地点

⑩-1の地点 ⑩の地点から一五二度二一分二四秒八五・五九メー

トルの地点

⑩-2の地点 ⑩-1の地点から二四七度三六分三六秒七・四二メー

トルの地点

⑩-3の地点 ⑩-2の地点から三三二度〇七分〇五秒一・六四メー

トルの地点

- ⑩-4) の地点
の地点から二四二度〇七分〇五秒一六・四六メートルの地点
- ⑩-5) の地点
の地点から一五三度四四分〇四秒一・六四メートルの地点
- ⑩-6) の地点
の地点から二四三度四四分〇四秒三四・〇〇メートルの地点
- ⑩-7) の地点
の地点から三三三度四四分〇四秒一・六四メートルの地点
- ⑩-8) の地点
の地点から二四三度四四分〇四秒三六・四〇メートルの地点
- ⑩-9) の地点
の地点から三三三度三七分一〇秒八・七九メートルの地点
- ⑩-10) の地点
の地点から六三度三七分一〇秒三・四〇メートルの地点
- ⑩-10) の地点
の地点から三三三度三七分一〇秒三五七・五四メートルの地点
- ⑩-9) の地点
の地点から二四三度三七分一〇秒三・四〇メートルの地点
- ⑩-8) の地点
の地点から三三三度三七分一〇秒三〇・〇〇メートルの地点

- ⑪-1) の地点
A地点から一二九度〇七分二〇秒一、六二四・九メートルの地点
- ⑪-1) の地点
の地点から一五二度二一分二四秒一三・七三メートルの地点
- ⑪-1) の地点
の地点から一五二度〇〇分三〇秒一〇三・五九メートルの地点
- ⑫の地点
の地点から一五〇度四〇分〇六秒一〇四・二三メートルの地点
- ⑬の地点
の地点から一四八度二九分五三秒一〇一・七八メートルの地点
- ⑭の地点
の地点から一四七度一七分五六秒四五・六七メートルの地点
- ⑮の地点
の地点から三〇四度三五分二一秒三七二・八五メートルの地点
- ⑯の地点
の地点から六三度三七分一〇秒六三・八四メートルの地点
- ⑰の地点
の地点から三三三度三七分一〇秒三四・九〇メートルの地点
- ⑱の地点
の地点から六三度三七分一〇秒三三・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点
の地点から一五三度三七分一〇秒一九・〇〇メートルの地点
- ⑳の地点
の地点から九四度四九分五一秒五〇・〇〇メートルの地点

ルの地点

(18-1)の地点 ⑮の地点から三三三度三七分一〇秒四・四〇メートル

の地点

(18-2)の地点 (18-1)の地点から六三度四四分〇秒三六・三八メートル

の地点

(18-3)の地点 (18-2)の地点から三三三度四四分〇秒一・六四メートル

の地点

(18-4)の地点 (18-3)の地点から六三度四四分〇秒三四・〇〇メートル

の地点

(18-5)の地点 (18-4)の地点から一五三度四四分〇秒一・六四メートル

の地点

(18-6)の地点 (18-5)の地点から六二度〇七分〇五秒一六・七二メートル

の地点

(18-7)の地点 (18-6)の地点から三三二度〇七分〇五秒一・六四メートル

イ B地区

次の⑳の地点から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線、㉒の地点と㉓の地点を結ぶ昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受河第七十五号及び鳥取県指令受港第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線及び㉔の地点と㉕の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、㉖の地点から㉗の地点までを順次に直線で

結んだ線及び㉘の地点と㉙の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

㉚の地点 A地点から一二六度二二分〇秒一、〇六九・五〇メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から二六九度二九分三〇秒一二九・八六メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から三〇四度三五分四五秒二二六・八四メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から八九度三二分一〇秒三二三・六三メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から一七九度二九分三〇秒一一一・二二メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から三五三度五〇分四七秒一二七・六九メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から一八九度〇七分〇二秒七三・六九メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から二七七度〇〇分三九秒一〇一・五六メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から一二二度二四分〇二秒五五・八八メートルの地点

ウ C地区

次の㊴の地点から㊵の地点までを順次に直線で結んだ線、㊶の地点から㊷の地点を経て㊸の地点に至る一九七八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、㊹の地点から㊺の地点まで

を順次に直線で結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㉕の地点 A地点から一一三度一四分〇〇秒五八七・五〇メートル

ルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から八三度一九分二五秒三四八・二四メートル

ルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から一五七度五五分五八秒一一六・三八メートル

トルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から一五七度五三分四三秒七〇・六三メートル

ルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から一五四度五五分三〇秒一七三・五〇メートル

トルの地点

㊱の地点 ㉙の地点から二四四度四五分〇〇秒二五三・二三メートル

トルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から三五七度一分一六秒一二四・八〇メートル

トルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から八七度一分一六秒七・〇〇メートルの

地点

(三) 面積

A地区 六八、二四一・一六平方メートル

B地区 二四、三九五・六三平方メートル

C地区 一〇〇、三〇六・五〇平方メートル

合計 一九二、九四三・二九平方メートル

(このうち九二、六三六・七九平方メートルは、河川区域

と港湾区域が重複する。)

五 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字松林七三一―二地先から同町字中瀬ノ三 八一〇―

二までの陸域、同市浜坂字東浜一三九〇―二七七、一三九〇―四、一

三九〇―二六五、一三九〇―三、一三九〇―二六六、一三九〇―二三

二及び一三九〇―二八四の陸域並びに一三九〇―二八四に接する国有

海浜地並びにこれらの地先公有水面

(二) 区域

次の㉚の地点から㉛の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉛の地

点と㉜の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、㉜の地

点から㉜の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉜の地点と㉜の地点

を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

㉚の地点 A地点から三二度一八分一五秒四〇二・七八メートルの

地点

㉛の地点 ㉚の地点から一一四度三八分二五秒二一四・九三メートル

ルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から二〇四度五八分二六秒二七七・一五メートル

ルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から一七七度一分一六秒一六六・五〇メートル

ルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から九四度三二分二八秒二三七・八八メートル

の地点

㉟の地点 ㉞の地点から八三度一九分二五秒三三五・一三メートル

の地点

㊤の地点 ㊤の地点から一五七度五四分五〇秒二七四・〇五メートル

ルの地点

㊦の地点 ㊦の地点から一五七度三〇分一六秒一二七・一二メートル

ルの地点

㊧の地点 ㊧の地点から一五六度〇六分〇四秒二七三・五〇メートル

ルの地点

㊨の地点 ㊨の地点から一五二度五六分一〇秒四一一・〇一メートル

ルの地点

㊩の地点 ㊩の地点から一四九度四二分一三秒二〇六・一六メートル

ルの地点

㊪の地点 ㊪の地点から一四六度五六分三九秒二二六・五〇メートル

ルの地点

㊫の地点 ㊫の地点から三一二度三〇分三八秒一九五・三五メートル

ルの地点

㊬の地点 ㊬の地点から三〇八度一六分〇一秒二〇五・〇六メートル

ルの地点

㊭の地点 ㊭の地点から三〇三度三二分五四秒一四七・七三メートル

ルの地点

㊮の地点 ㊮の地点から三一八度一五分二六秒五三六・七〇メートル

ルの地点

㊯の地点 ㊯の地点から三〇一度四八分三一秒六七四・三五メートル

ルの地点

㊰の地点 ㊰の地点から二六八度〇三分一五秒八五・六〇メートル

の地点

㊱の地点 ㊱の地点から三三九度三九分〇〇秒一五三・八二メートル

ルの地点

㊲の地点 ㊲の地点から三五六度四五分五四秒一五九・二〇メートル

ルの地点

㊳の地点 A地点から二七度二八分二八秒一、〇八六・〇〇メートル

ルの地点

㊴の地点 ㊴の地点から一五六度三四分一八秒二五〇・〇〇メートル

ルの地点

㊵の地点 ㊵の地点から二四七度四九分五一秒三八・三一メートル

の地点

㊶の地点 ㊶の地点から三三三度三七分一〇秒三五・〇六メートル

の地点

㊷の地点 ㊷の地点から二四三度三七分一〇秒一三・〇〇メートル

の地点

㊸の地点 ㊸の地点から三三三度三七分一〇秒三・〇〇メートル

地点

㊹の地点 ㊹の地点から二六九度二九分三〇秒一三一・六〇メートル

ルの地区

㊺の地点 ㊺の地点から三五九度二九分三〇秒一九六・〇〇メートル

ルの地点

(三) 面積

六三三、二三九・六六平方メートル

六 埋立地の用途

護岸敷	道路用地		緑地		港湾関連用地		ふ頭用地			用途		
	A地区を東西に横断する通船水路の両側	C地区北部	A地区の緑地とふ頭用地及び港湾関連用地との間	C地区北東部	A地区東部	C地区中央部	A地区西部	C地区西部	B地区		A地区西部	
	約〇・三ヘクタール		約一・〇ヘクタール	約一・九ヘクタール	約〇・七ヘクタール	約二・二ヘクタール	約六・〇ヘクタール	約一・六ヘクタール	約二・〇ヘクタール	約二・五ヘクタール	約一・一ヘクタール	面積

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】